

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における  
緊急点検結果  
【概要】

平成31年3月28日  
内閣府・文部科学省・厚生労働省

# 虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果【概要】

## 緊急点検の経緯

### <「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について

(平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議) (抜粋) >

#### 1 児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等

- 全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて、1か月で緊急点検すること

## 緊急点検の概要



### 1. 学校等における緊急点検

**対象施設** 国公立の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（第1～3学年）、高等専修学校等

**対象児童生徒等** 平成31年2月14日時点において、2月1日以降一度も登校していない児童生徒等

**緊急点検の方法** 3月8日（金）までの間に以下のいずれかの方法により緊急点検を実施  
・学校の教職員による面会 ・教育委員会職員による面会 ・その他関係機関による面会

**報告事項** 面会の有無、市町村・児童相談所・警察に対する面会結果の情報共有の有無等

### 2. 教育委員会における緊急点検

**対象機関** 都道府県教育委員会、市町村教育委員会

**対象事案** 学校・教育委員会からの児童虐待に係る通告等により要保護児童としての取扱いを受けた児童生徒等の保護者等から、当該児童生徒等に関して教育委員会に対して不当な対応を要求されたもの（平成30年度中の事案）

**報告事項** 対象事案の有無、対応結果、市町村・児童相談所・警察に対する対象事案に係る情報共有の有無

<集計> 上記緊急点検の結果について、3月14日までに国に対して報告。

※学校・教育委員会に対し、千葉県野田市の事案に類似するような重大な事案を認知した場合、期限を待たずに文部科学省に連絡するよう依頼したが、そのような重大事案の報告はなかった。

# 虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果【概要】

## 点検結果の概要

### 1. 学校等における緊急点検結果

2月14日時点で2月1日以降一度も登校していない児童生徒等を対象に緊急点検を実施

	市町村、児童相談所又は警察に情報共有した	市町村、児童相談所又は警察に情報共有しなかった	計
学校等の教職員や教育委員会の職員等により面会ができた	2,656 (1.4%)	164,500 (87.8%)	167,156 (89.2%)
学校等の教職員や教育委員会の職員等により面会ができなかった	9,889 (5.3%)	10,417 (5.6%)	20,306 (10.8%)
計	12,545 (6.7%)	174,917 (93.3%)	187,462 (100%)

虐待の恐れがある児童生徒等の情報を速やかに関係機関に共有

学校等の欠席を端緒として得られた虐待のリスク情報を関係機関が共有し必要な支援等を実施

### 2. 教育委員会における緊急点検結果

- ①学校・教育委員会からの児童虐待に係る通告等により要保護児童としての取扱いを受けた児童生徒等の保護者等から、当該児童生徒等に関して教育委員会に対して不当な対応を要求されたもの（平成30年度中の事案）：44件
- ②①のうち、虐待の恐れがあるとして市町村、児童相談所又は警察に情報共有した数：44件（100%）

保護者等から不当な要求があったものについて関係機関が連携して対応を実施

## 点検を踏まえた対応

### <面会ができず情報共有を行わなかったもの（10,417人）について>

- 3月8日時点で面会ができておらず市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等（10,417人）については、4月15日時点の面会の状況等について4月19日までに国に対して報告。

## 点検を踏まえた対応

### <緊急点検を踏まえた対応>

- 虐待の恐れがあるとして学校等から市町村、児童相談所又は警察に情報共有した案件については、引き続き関係機関が連携して対応に当たるよう依頼し、必要に応じて教育委員会等を支援する。また、不登校や病気等のため学校等を長期間欠席しており、面会できなかった子供については、引き続き学校等において定期的に家庭訪問を行うなど、子供の状況の把握に努めるよう求める。
- 学校等の長期間にわたる欠席が虐待のリスク情報として重要であることが改めて明らかになったところであり、今後、児童生徒等本人に面会できない場合はその情報を、また面会できた場合はその際の児童生徒等の様子等を確認し、必要に応じて関係機関に情報共有して対応することが重要である点を周知する。
- 特に、要保護児童等については、学校等から市町村又は児童相談所に対して定期的に情報共有を行うとともに、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合(\*)は速やかに市町村又は児童相談所に情報を共有する新たなルールを設定（2月28日付け通知）したところであり、その周知徹底を図る。  
(\* )不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。
- 保護者等からの威圧的な要求に対しては、教育委員会において複数の職員で連携し、警察に連絡するなどして毅然と対応した事例などが見られたところである。今後も複数の教職員等で対応するとともに、学校等の設置者による組織的な対応、市町村、児童相談所、警察等の関係機関及び弁護士等の専門家と連携した対応が重要である点を周知する。
- また、一時保護後に保護者から抗議を受けた事例なども見られるが、児童虐待の通告は児童虐待の防止等に関する法律に基づく義務であり、同法において公務員の秘密漏えいに当たらないことが規定されているとともに、仮に結果的に間違いであったとしても民事上も免責されると考えられるものであり、毅然とした対応が重要である点を周知する。
- 上記の点を含め、学校等における児童虐待対応をより的確に行うことができるよう、今回の報告結果を踏まえた児童虐待対応マニュアルを作成するとともに、教職員の研修を推進する。